

【個人住民税】

◆税額の計算

《均等割について》

均等割は、扶養控除などの所得控除をする前の合計所得金額で判定します。

均等割	市民税	3,000円
	県民税	1,500円

※県民税均等割のうち500円は、『あいち森と緑づくり税』です。

《森林環境税について》

※温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から森林環境税（国税）が創設されました。

※判定基準は均等割と同様です。前年中の所得に基づき、市民税・県民税均等割（4,500円）と併せて森林環境税（1,000円）をご負担いただきます（年税額5,500円）。

《所得割について》

所得割は、所得控除や税額控除などを控除した後の金額で判定します。

$$\text{所得割額} = (\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{調整控除} - \text{税額控除額}$$

課 税 所 得 金 額

◆所得割の税率

課税所得金額	税 率	
	市民税	県民税
一 律	6%	4%

※ 土地・建物などの譲渡所得などの場合には、別に税率を定めています。

◆住民税・森林環境税の非課税基準について

住民税（均等割、所得割）・森林環境税のどちらも課税されない人	
1	生活保護法によって生活扶助を受けている人
2	障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人
3	前年中の合計所得金額が、次の金額以下の人
ア	扶養親族のない人 38万円（給与収入のみでは、93万円まで）
イ	扶養親族のいる人 28万円×家族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数（16歳未満含む））＋10万円＋16万8千円
	（例）本人と妻、子2人の場合 28万円×4人＋10万円＋16万8千円＝138万8千円
所得割が課税されない人	
	前年中の総所得金額等が次の金額以下の人
ア	扶養親族のない人 45万円（給与収入のみでは、100万円まで）
イ	扶養親族のいる人 35万円×家族数（本人＋同一生計配偶者＋扶養親族数（16歳未満含む））＋10万円＋32万円
	（例）本人と妻、子2人の場合 35万円×4人＋10万円＋32万円＝182万円

